



答 申 第 5 5 6 号
平成 28 年 4 月 18 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議
会長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 4 月 11 日付け神環環資第 21 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

資源集団回収活動助成システムについて
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 古紙等の資源を集めリサイクルを推進する地域団体を対象とした、資源集団回収活動助成事務にあたり、電子計算機処理により団体情報の台帳管理を行うことは、申請受付や支払手続の効率化を図り、登録内容や申請に関する問合せ等に対して迅速かつ正確な対応を可能とするものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行われなければならない。

資源集団回収活動助成システムについて
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【データ項目】

①回収活動団体情報

- ・ 名称
- ・ 団体コード
- ・ 代表者（役職・氏名・住所・電話番号）
- ・ 助成金振込先口座
- ・ 回収量
- ・ 助成金交付額
- ・ 初回登録年月
- ・ 最終更新日
- ・ 回収内容（回収品目・回収方式など）

②回収業者情報

- ・ 名称
- ・ 業者コード
- ・ 代表者名
- ・ 所在地
- ・ 電話番号